

インド知的財産ニュースレター

第 2016-4 号
2016 年 5 月 9 日

特許法第3条(d)の治療効果を確立するための
実験としての臨床比較データ或いは臨床実験

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 415

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

特許法第3条(d)の治療効果を確立するための実験としての臨床比較データ或いは臨床実験

バパット・ヴィニット¹

コルカタ特許庁は、類似物質に関する臨床比較データにより、治療効果を示すことができない発明が増加しているとしたら、1970年特許法第3条(d)が特許付与を妨げるからだろうと述べた²。主題の合成物の臨床実験により先行技術の合成物に関する治療効果が高まったと記述しなかった出願なので、第3条(d)を言及せず、既知の物質の派生物とされた。特許意匠副局長は、先行技術の合成物に関する手続きの中で、添付書類の追加による実験を始めに除外した臨場実験により、主題の合成物の抗がん作用を立証するための努力が何もされていなかったと結論づけた。始めに提出された出願書類は欠陥が公になり、明細書の一部として後に提出された添付書類は、手続き中に申請された異議申立のために行われた追加の実験による出願人の結果論であると述べた。

*特許法 第3条 発明でないもの

(d) 既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの、又は既知の物質の新規特性若しくは新規用途の単なる発見、既知の方法、機械、若しくは装置の単なる用途の単なる発見。ただし、かかる既知の方法が新規な製品を作り出すことになるか、又は少なくとも1の新規な反応物を使用する場合は、この限りでない。説明—本号の適用上、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物質、純形態、粒径、異性体、異性体混合物、錯体、配合物、及び他の誘導体は、それらが効能に関する特性上実質的に異なる限り、同一物質とみなす。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/india/tokkyo.pdf

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

² [Patent bearing number 2479//KOLNP/2009, decided on 14-9-2015]